

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の地域拡大を踏まえた対応について
(対象部署の追加)

令和3年1月14日
日本下水道事業団

昨日、政府により7日の1都3県に加え7府県（栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県）についても緊急事態宣言が発令されました。

当事業団におきましても、以下のとおり7府県内の事業所に勤務する職員等についても出勤者数の7割削減を目指し可能な範囲で最大限の在宅勤務としました。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 追加在宅勤務対象者：関東・北陸総合事務所（栃木事務所）、東海総合事務所、西日本設計センター、近畿総合事務所（大阪湾事務所、兵庫事務所及び京都分室を含む）、九州総合事務所

ただし、やむを得ず出勤せざるを得ない者を除く。

勤務体制等：出勤者数の7割削減を目指し、可能な限り最大限テレワークを活用
テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用
出張はTV会議等を活用する等原則控える
実施予定期間：令和3年1月14日（木）から同2月7日（日）まで

2. 期間中における連絡方法

基本的にはメールでの連絡をお願いします。なお、緊急の場合等には、別添の電話連絡先へお願いします。

以上